

諮問番号：令和6年度高行審諮問第1号

答申番号：令和6年度高行審答申第1号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

##### (1) 請求の要旨

高知市福祉事務所長が令和5年8月30日付けで行った「生活保護法第78条（費用の徴収）適用及び同法同条による徴収金納付命令処分（5高福管第2164号）」を取り消すとの裁決を求める。

##### (2) 主張

審査請求人は、審査請求書、補正書、反論書及び反論書（2回目）において、以下の点において処分庁が行った処分は違法又は不当であると主張している。

ア 兄からの送金は、審査請求人の母（以下「母」という。）の遺産を審査請求人が浪費しないようにとのことで分割して送金されたもので、兄からの仕送り金ではなく、母の遺産については、別途考慮される財産であると誤解をしていた。母が死亡（令和3年7月18日）する前に兄から受けた送金は、生活家電の買換えにつき、保護を受けられないと誤解したため、兄に対して援助を依頼したものである。したがって、兄からの送金については、不正受給の意思まで認定されるべきでない。

イ 長男からの送金は、親族間の借入金という認識で、一部は分割で返済しており、残額についても今後、返済を続けていく予定であるため、収入認定されるべきでない。また、当該借入金は、審査請求人の自宅トイレを洋式トイレに改装するための原資として利用したが、審査請求人の身体状況からトイレ改修をする必要があったもので、トイレ改修に係る費用について保護を受けることができないという先入観があったため、やむを得ず長男から改修費用を借り入れることとなったものである。用便は、人が健康に暮らすために必須である日常の排せつ行為であるから、十全に用便をするためにトイレを改修することにつき、自活の範囲内として扶養義務を負う長男から借入れをすることは、法の趣旨に反しないことが明らかである。したがって、長男からの借入れについては、不正受給とされるべきではない。

ウ 処分庁の本件処分に係る調査は不足しており、審査請求人が不正に保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）を受給したという立証にまで

至っていない。確かに審査請求人には理解力、記憶力の低下を疑う通院歴、既往歴はないが、ここにいう理解力は、一般的な日常生活を送る上での理解力、事理弁識能力に問題がないというに留まるものであり、生活保護法の解釈等の法的理解については素人であれば、誤解が生ずることもある。すなわち、審査請求人においては保護費を不正に受給したという認識はなく、法の不知に基づくもので、不注意（過失）による保護費の受給であると評価されるべきである。

エ また、令和5年11月7日に処分庁が審査請求人に対して母の遺産についての確認を架電にて行った際に、審査請求人が「兄及び長男からの送金に関することは弁護士と代理人契約を結んだ際に一切回答する必要がないと弁護士から言われているため、回答しません。」との返答を行った。これは、代理人契約を締結する場合に意思表示内容の統一性を担保するために、本人から相手方に対して回答しないように指導を行うことは一般的であるため、かかる事情を考慮せずに、審査請求人の回答の不足を審査請求人の不正受給の意思を推測するかのごとき事情の一として斟酌<sup>しんしやく</sup>されるべきではない。

オ 処分庁は、「兄が遺産を管理しているということであれば、遺産に関する情報（受領日、受領金額、使用済額、残額等）に係る調査は困難」と主張するが、兄に対する調査は同人に対する事実関係の聴取等の手段により可能であるし、トイレの改修や生活家電の買換えについても家庭訪問の際に現認することにより調査可能であったはずである。

カ 以上により、処分庁の不正受給に関する主張は立証がなされておらず、本件処分は取消し又は変更されるべきである。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、以下の点により、本件処分は違法又は不当に行ったものではないと主張している。

- (1) 審査請求人は、長男からの送金については仕送りではなく借入金であると主張するが、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解され、法はこれについて特に限定をしておらず、仕送り金はもとより借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきである（札幌地方裁判所平成18年（行ウ）10生活保護費徴収処分取消請求事件参照）。
- (2) 保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものであるが、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」に該当するかについては、審査請求人に対して、保護の開始時に担当職員が「保護のしおり」、「生活保護法第61条に基づく収入申告

についての確認書」及び「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(法第78条第1項に基づく徴収金の場合)」にて、仕送りについても収入に当たり、給料、事業収入等世帯に収入があった際には福祉事務所に届出が必要であること、また、不正の意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と判断される場合があることについて説明をし、署名・押印を得ている。

- (3) しかしながら、当該仕送り金及び借入金については、処分庁が調査し、及び口頭で確認するまで審査請求人からの申告はなかったことに加え、令和3年度は収入申告書・資産申告書の提出自体がなく、令和4年度及び令和5年度に提出された収入申告書・資産申告書では、仕送り及び借入れについての申告欄があるものの、記載はなかったことから、審査請求人は申告の必要性を認識していながら虚偽の申告を行っていたと判断し、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」に該当すると判断したものである。また、本件処分に係る仕送り金が判明した経過は、処分庁が別件の生命保険解約返戻金に係る調査を行うため金融機関に対して法第29条に基づく調査によって、判明したものであり、仮に処分庁が別件の生命保険解約返戻金の調査を行わなければ、当該仕送り金の発見はなかったものと判断できる。
- (4) 処分庁は、当該調査結果を受けて令和5年4月19日に審査請求人宅へ家庭訪問を行い、審査請求人に対して当該仕送り金について収入申告をしなかった理由を確認したところ、兄及び長男からの送金については「審査請求人宅のトイレを修理するために借りた。それ以外については長男にお金を返すため及び生活費として仕送りしてもらった」との回答を得たものの、修理代金や修理箇所が分かる挙証資料の提出はなかった。法第78条の「不実の申請その他不正の手段」とは積極的に虚構の事実を構成することはもちろん、消極的に真実を隠匿することも含まれるとされているが、審査請求人は反論書において理解力、記憶力の低下を疑う通院歴、既往歴はないことについて認めていることや、法第29条調査の調査結果を伝えたときにも説明内容や質問を理解した上で回答していると判断されることから、消極的に真実を隠匿する不正受給の意思は明らかである。
- (5) また、審査請求書、補正書及び反論書において、「兄からの仕送りではなく母の遺産」及び「母の遺産を分割して送金していたもの」である旨の主張をしているが、当該母の遺産については、保護開始以降処分庁に対して申告がないため、詳細は不知である。仮に母の遺産について相続が確定しており保護開始以降に審査請求人が遺産を受領しているものであれば、法第61条に定める申告すべき収入に該当するものであるが、令和5年4月19日に家庭訪問を行った際にもそのような説明や申告はなかった。また、当該遺産について、処分庁が審査請求人に対して令和5年11月7日に聞き取りを行おうとしたが、弁護士から一切回答する必要はないと言われていたとの回答のみである。併せて、兄が遺産を管理しているということであれば、遺産に関する情報(受領日、受領金額、

使用済額，残額等）に係る調査は困難である。当該遺産は令和3年7月18日に死亡した母のものであると推測をするが，兄からの仕送りについては保護開始直後である令和2年3月4日から始まっており，定期的かつ長期間にわたって審査請求人の口座に振り込まれていたため，処分庁は仕送り金として認定したものである。審査請求人からは当該遺産について説明の事実はなく，調査に非協力的であることから当該遺産の詳細は上述のとおり不知である。しかし，少なくとも当該遺産が審査請求人の母のものであるとすれば，兄からの送金は母が死亡する前から行われていたことになるため，「一度に遺産を送金するのではなく，分割で送金されていた」との主張も正確性を欠くとともに当該収入の説明について疑義が深まるものと言わざるを得ない。

(6) トイレ改修費用について，長男から借入れを行ったものは収入認定すべきでないという主張について，「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知）（以下「局長通知」という。）第8-2-(3)には「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しないもの」は，「貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって，現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること」とされているが，審査請求人からトイレ改修について事前に報告及び承認を受けるための申告がなされなかった。仮に事前に報告及び承認を受けるための申告がなされていれば，審査請求人世帯の自立更生に充てられることにより収入として認定すべきかどうかの検討することは可能であったが，審査請求人からの申告がなかったことで処分庁は収入認定の対象とすべきかどうかの検討すらできていない。これはすべて審査請求人の責めに帰すべきものである。

(7) 以上の理由により，処分庁は，兄及び長男からの送金について仕送り金と認定し，審査請求人が申告の必要性を十分に理解していたにもかかわらず，収入状況について適正に届出が行われておらず，「意図的に事実を隠蔽したり，収入の届出を行わず，不正な保護を受給した」場合に該当するため，法第78条に基づく本件処分は適正な手続を経て行った適法，正当な処分である。また，不正に保護を受給したものであるため法第78条を適用したことから，各種控除を適用することは適当でなく，必要最小限度の実費を除き，すべてを徴収の対象とすべきであることから，長男へ返済済みである借入金についても徴収金額から控除することはできない（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知IV-4-(2)-ウ-(エ)及びIV-4-(3)参照）。よって，「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

### 3 審査庁の判断

審理員による審理員意見書における判断と同様に，本件審査請求には理由がないから，行政不服審査法第45条第2項の規定により，裁決で，本件審査請求を棄却することが適当であると考えられる。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 本件処分に係る法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。
- (2) 法第8条第1項は、保護の基準及び程度について、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定している。
- (3) 法第25条第2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査すると規定している。
- (4) 法第29条第1項第1号は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況につき、関係人に、報告を求めることができる規定している。
- (5) 法第61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定している。
- (6) 法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる規定している。
- (7) 高知市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成20年規則第92号）第2条第17号は、市長の権限に属する法第78条第1項の規定による不実の申請その他不正な手段により、保護を受け、又は受けさせた者からの費用の額等の徴収に関する事務を福祉事務所長に委任することを規定している。

#### 3 判断

本件審査請求の争点は、①兄及び長男からの送金は収入認定の対象となり、法第61条による申告が必要か、②当該送金を申告しなかったことが、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」に当たるか、③徴収金額は妥当か、ということにあるので、以下判断する。

- (1) 争点①（兄及び長男からの送金は収入認定の対象となり，法第61条による申告が必要か）について

法による保護は，生活に困窮する者が，その利用し得る資産，能力その他あらゆるものを，その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし，その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり，最低限度の生活需要を満たすのに十分であって，かつ，これを超えないものでなければならない。したがって，法第4条第1項にいう「その利用し得る資産，能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは，被保護者が，その最低限度の生活を維持するために活用できる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

法は「その利用し得る資産，能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定しておらず，将来返済が予定されている借入金についても，当該借入れによって被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから，保護受給中に被保護者が借入れをした場合，これを原則として収入認定の対象とすべきである（札幌地方裁判所平成18年（行ウ）10生活保護費徴収処分取消請求事件参照）。

これを本件について見ると，処分庁から提出された物件から，審査請求人には兄から令和2年3月4日に50,000円，同月30日に50,000円，同年5月11日に20,000円，同年6月3日に30,000円，同年9月25日に10,000円，令和3年2月12日に5,000円，同年3月1日に10,000円，同月9日に5,000円，同年5月17日に7,000円，同年7月8日に50,000円，同月30日に20,000円，同年9月10日に106,251円，同月29日に20,000円，同年11月22日に25,000円，令和4年2月4日に20,000円，同年5月9日に10,000円，同年7月5日に49,000円，同年9月2日に60,000円，同月27日に15,000円，同年11月1日に50,000円，同月25日に30,000円及び令和5年2月10日に10,000円と合計652,251円の送金が，長男から令和2年4月3日に50,000円，令和3年1月20日に150,000円，同年6月10日に600,000円，同年12月22日に100,000円，令和4年2月22日に20,000円，同年11月25日に30,000円及び同年12月30日に100,000円と合計1,050,000円の送金があったことが確認される。

まず，長男からの送金について，審査請求人は自宅のトイレを改修するため借りたものであり，全額長男に対して返済をするため申告をする必要はないものと考えていたということ，また，トイレを改修することにつき，自活の範囲内として扶養義務を負う長男から借入れをすることは，法の趣旨に反しないことが明らかであるため，収入認定すべきではないことを主張する。しかしながら，上述のとおり，将来返済が予定されている借入金については，法第61条による申告義務が生じるものと解すべきであり，長男からの借入目的が仮に自宅のトイレの改修であるとしても，処分庁に対して収入について届け出る必要がある。

次に，兄からの送金について，審査請求人は当初，兄からの仕送り金ではな

く母の遺産を分割して送金してもらっている旨の主張をしていたものの、令和5年12月22日付けにて提出された処分庁の弁明書において母の死亡前から送金が行われている旨の指摘を受けて、令和6年1月15日付けにて提出された反論書において生活家電の買換えにつき、保護を受けられないと誤解して援助を依頼したものであると一部主張の変更を行った。先に記載したように、生活保護には補足性の原則があることから、兄からの送金が仕送り金であろうと母の遺産であろうと、審査請求人の口座に振り込まれた段階で、審査請求人の活用可能な資産が増加していることが明らかであり、処分庁に対して申告すべき収入であることは明白である。

(2) 争点②（当該送金を申告しなかったことが、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」に当たるか）について

法第25条第2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査すると規定しているが、当該調査のみをもってしては、被保護者の生活状態を正確に把握することが困難であり、保護の円滑かつ適正な実施に支障を来すことがあり得ることから、法第61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないと規定しているものと解される。

このような法の趣旨に照らせば、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」は、積極的に虚構の事実を申告することはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含むものと解するのが相当である（生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知））。

この点、審査請求人は、親族間の借入金で将来的に返済するものについてまで申告する義務があることを知らなかったと主張する。しかしながら、処分庁から提出を受けた弁明書に添付されている「保護のしおり」受領書の写し、「生活保護法第61条に基づく収入申告についての確認書」及び「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」によると、審査請求人は、保護の開始決定の際に生活保護のしおりの交付を受けるとともに、「自分の世帯の収入について、福祉事務所に申告する義務があること」、「不実の申告があった場合は、生活保護法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること」、「不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること」、「生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること」等についての説明を受け、署名及び捺印を行っている。

また、行政不服審査法第33条の規定に基づき処分庁から物件の提出を受けた預金取引明細表には、審査請求人は長男及び兄から送金を受けた当日又は次の

日には口座から出金をした記録が残っていることから、当該口座へ入金があったことを十分に認識していたものと判断できる。

しかしながら、審査請求人が処分庁に対して令和4年6月22日及び令和5年6月10日付けで提出した収入申告書及び資産申告書では「仕送りによる収入」は「無」と、「負債（借金）」については「0円」との申告を行い、処分庁が家庭訪問にて当該送金を受けた理由について聞き取ったときに初めて、トイレの改修費用及び長男への借金の返済のための仕送りを受けたとの回答を行ったことが確認できる。

以上のことから、審査請求人は当該仕送り金について、自ら申告する機会がこれまで十分にあったにもかかわらず、申告義務がある事実を認識しながらその申告をしないまま長男及び兄から送金を受け続けていたのであるから、消極的に事実を故意に隠蔽したとして不実の申請その他不正な手段により保護を受けたと言える。

### (3) 争点③（徴収金額は妥当か）について

局長通知第8-2-(3)には「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しないもの」は、「貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること」とされ、「生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)8-3-(3)においては、自立助長の観点から、あるいは社会通念上適当でない場合については、特定の金銭について収入として認定しないことが認められている。

この点、審査請求人は、長男からの送金は審査請求人の自宅トイレを洋式トイレに改装するための原資として利用したが、審査請求人の身体状況からトイレ改修をせざるを得なかったもので、トイレ改修に係る費用について保護を受けることができないという先入観があったため、やむを得ず長男から改修費用を借りることとなったもので、トイレを改修することにつき自活の範囲内として扶養義務を負う長男から借入れをすることは、法の趣旨に反しないことが明らかである。長男からの送金は借入金で将来的に全額長男に返すことになっており、既に返済金として支払っている金額は徴収金から引いてほしいと主張している。

トイレ改修に係る額について自立更生の観点から控除が認められるかについては、局長通知第8-2-(3)にあるように、処分庁への事前の報告及び承認を受けるための申告が必要であるが、審査請求人はこれを怠り、処分庁が令和5年4月19日の家庭訪問に際しトイレ改修について尋ねた後も、それに係る資料等の提出をしなかったのであるから、処分庁が控除について検討することができなかったのは、審査請求人の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかであるため、法第78条の適用において、処分庁がこの点について控除を認めなかったことに不当又は違法な点は認められない。そうであるならば、長男から

送金を受けた時点で審査請求人が活用可能な資産が増加している以上、これをもって収入を得たこととなるのであるから、その時点の収入として収入認定をすべきであり、その後、返済したとしてもこれを収入認定の対象外とすることはできないため、審査請求人の主張を採用することはできない。

次に、審査請求人が主張する兄からの送金は仕送りではなく母の遺産であるとの点については、上述 2 (1) で記載したように、仕送り金であろうと母の遺産であろうと、審査請求人の口座に振り込まれた段階で、審査請求人の活用可能な資産が増加していることが明らかであり、処分庁に対して申告すべき収入であることは明白であるため、本件処分における徴収金額の決定に影響を与えることではない。

以上の理由により、処分庁は各種控除を認めることなく法第78条を適用することとし、兄及び長男からの送金額が、福祉事務所支弁額を超えていたため、福祉事務所が支弁した額の範囲内で徴収金額を決定したのであり、本件徴収金額の算定については、違法又は不当な点はない。

#### (4) その他の審査請求人の主張について

以上で検討した審査請求人の主張のほか、審査請求人は母の遺産に関する情報、トイレ改修及び仕送り金と目された金員の用途について処分庁の調査不足を主張する。しかしながら、上述のとおり、兄からの送金については、それが仕送り金であろうと母の遺産であろうと処分庁に対して申告すべき収入であることは明白であり、また、トイレ改修についても処分庁への事前の報告及び承認を受けるための申告がなかったことから控除が認められないと判断するものであるから、審査請求人の主張する調査不足をもって本件処分の結果に影響を及ぼすものではないと考える。

## 第 4 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

令和 6 年 5 月 20 日 諮問書を受理  
令和 6 年 7 月 11 日 第 1 回審議  
令和 6 年 7 月 26 日 審査請求人に対し調査を実施  
令和 6 年 8 月 5 日 審査請求人から陳述書を受領  
令和 6 年 9 月 2 日 第 2 回審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求に係る審理手続について

当審査会に提出された諮問書の添付書類等によれば、本件審査請求に関する審査庁及び審理員の審理の経過は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和 5 年 9 月 13 日付けで、審査庁に対し本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- (2) 審査請求人は、令和 5 年 11 月 10 日付けで、審査庁に対し補正書を提出した。

- (3) 処分庁は、令和5年11月6日付けで、審理員に対し弁明書及び証拠書類等を提出した。
  - (4) 審査請求人は、令和5年11月27日付けで、審理員に対し反論書を提出した。
  - (5) 処分庁は、令和5年12月22日付けで、審理員に対し再弁明書を提出した。
  - (6) 審査請求人は、令和6年1月12日付けで、審理員に対し反論書（2回目）を提出した。
  - (7) 審理員は、令和6年5月10日付けで、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録を提出した。
  - (8) 審査庁は、令和6年5月20日付けで、本審査会に対し諮問を行った。
- 以上のとおり、本件審査請求に係る審査庁及び審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い適正な審理手続が行われたものと認められる。

## 2 当審査会における調査の実施について

当審査会は、行政不服審査法第81条第3項において準用する行政不服審査法第74条の規定により、審査請求人に対し調査を行い、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受ける意思がなかったことが分かる主張書面及び主張を根拠づける資料の提出を求めた。

調査の結果、反論書の内容と同様であり、特段新しい論点はなかった。

## 3 本件審査請求の争点について

当審査会においては本件審査請求における争点として、兄及び長男からの送金は収入認定の対象となり、法第61条による申告が必要か（争点1）、当該送金を申告しなかったことが、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」に当たるか（争点2）及び徴収金額は妥当か（争点3）について検討する。

- (1) 争点1 兄及び長男からの送金は収入認定の対象となり、法第61条による申告が必要か

ア 法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用できる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

イ 法は「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定しておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきであると解される（札幌地方裁判所平成18年（行ウ）10生活保護費徴収処分取消請求事件）。

ウ 審査請求人が兄及び長男からの送金を受領したことにより、最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加していることから、収入認定の対象とすることが妥当である。

(2) 争点2 当該送金を申告しなかったことが、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」に当たるか

ア 審査請求人は、保護の開始決定の際に生活保護のしおりの交付を受けるとともに、「自分の世帯の収入について、福祉事務所に申告する義務があること」、「不実の申告があった場合は、生活保護法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること」、「不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること」、「生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること」等についての説明を受け、署名及び捺印を行っている。

イ 生活保護法第78条第1項にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。(生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知IV-3-(1)-注))

ウ 審査請求人は当該送金について、自ら申告する機会がこれまで十分にあったにもかかわらず、申告義務がある事実を認識しながらその申告をしないまま長男及び兄から送金を受け続けていた。

エ 審査請求人は、当該送金を申告すべき収入として認識しながらも、消極的に事実を故意に隠蔽して申告せず、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえる。

(3) 争点3 徴収金額は妥当か

ア トイレ改修に係る額について自立更生の観点から控除が認められるかについては、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8-2-(3)にあるように、処分庁の事前承認が必要であるが、審査請求人はこれを怠り、それに係る資料等の提出をしなかったのであるから、処分庁が控除について検討することができなかったのは、審査請求人の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかであるため、法第78条の適用において、処分庁がこの点について控除を認めなかったことに不当又は違法な点は認められない。

イ このことについては、当審査会において、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受ける意思がなかったことが分かる主張書面及び主張を根拠づける資料の提出を求めたが、審査請求人から提出を受けたのは「陳述書」のみであり、トイレ改修に充てたという主張を根拠づける資料の提出はなかったことから、処分庁が自立更生費として認められるものではない。

ウ 兄からの送金について、審査請求人は当初、兄からの仕送り金ではなく母の遺産を分割して送金してもらっている旨の主張をしていたものの、処分庁

からの弁明書で母の死亡前から送金がなされている旨の指摘を受けて、反論書において生活家電の買換えにつき、保護が受けられないと誤解して援助を依頼したものであると一部主張の変更を行った。兄からの送金が仕送り金であろうと母の遺産であろうと、審査請求人の口座に振り込まれた段階で、審査請求人の活用可能な資産が増加していることが明らかであり、処分庁に対して申告すべき収入であることは明白であるため、本件処分における徴収金額の決定に影響を与えることではない。

エ 処分庁は各種控除を認めることなく法第 78 条を適用することとし、兄及び長男からの送金額（1,702,251 円）が、福祉事務所支弁額（1,683,735 円）を超えていたため、福祉事務所が支弁した額の範囲内で徴収金額を決定した。

オ 本件徴収金額の算定については、違法又は不当な点はない。

#### (4) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

### 3 調査審議を行った合議体の委員氏名

審査長	林	良太
委員	岡田	健一郎
委員	佐竹	真紀
委員	高野	亜紀
委員	長沢	健次